

2025年5月26日

監事監査報告書

学校法人藍野大学

理事会 御中

評議員会 御中

監事 中務 未樹

監事 堀江 亮司

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人藍野大学寄附行為第16条の規定に基づき、学校法人藍野大学監事監査規程(以下、「監事監査規程」という)により、学校法人藍野大学の2024年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いましたので、以下のとおり報告いたします。

記

1. 監査の概要

- 理事会、評議員会、その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べたほか、常任理事等から事業の報告及び内部統制の状況報告を受けました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、法人事務局並びに本法人が設置する学校の業務及び財産の状況を調査いたしました。
- 本学の経営方針、事業計画を把握し、理事長との面談を行いました。また、必要に応じ本法人が設置する学校等を視察し、所属長等関係者から現状と課題等について説明を受けました。
- 私立学校振興助成法第14条3項の規定に基づく会計監査を実施している監査法人(アルテ監査法人)からは計算書類等(財産目録、貸借対照表、収支計算書)に関する報告を受けて検討しました。
- 内部監査室から内部監査について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

2. 監査の結果

- 計算書類等は、本学の収支の状況及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- 学校法人藍野大学の業務に関する決定及び執行並びに理事の業務執行は適切であり、本学の業務若しくは財産の状況に関する不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上